

「九州北部豪雨」(平成 29 年 7 月 5 日からの大雨)による災害により被災されたお客様への対応等について

この度の「平成 29 年 7 月 5 日からの大雨」により被害を受けられた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

株式会社南日本銀行では、被災された皆様のお取引に対して、状況に応じて、下記のとおりお取扱いをさせていただきますのでお知らせいたします。

記

1.被災状況に応じた預金払戻し等の取扱い

- (1)預金証書、通帳を紛失した場合でも、被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応じております。
- (2)届出の印鑑がない場合には、拇印にて払戻しに応じております。
- (3)ご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応じております。また、これを担保とする貸付にも応じております。
- (4)今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立に応ずることとしております。
- (5)今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡り報告への掲載及び取引停止処分に対して配慮することとしています。また、電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解除等についても同様に配慮することとしています。
- (6)損傷した紙幣や硬貨の引換えに応じております。
- (7)国債を紛失した場合は相談に応じております。

2.災害の復旧に向けての各種ご融資等の取扱い

- (1)被災された事業者様における必要資金に係る融資申込みに対しては、それぞれの実情を踏まえ、融資審査に際しての提出書類等を必要最小限のものにするなど、弾力的・迅速な対応を行うよう努めております。
- (2)被災に遭われた中小企業者様及び住宅ローンをご利用のお客様からの貸付条件の変更等の申込に対しては、当行のクレジットポリシーの趣旨を踏まえ、積極的な対応を徹底するよう努めております。
- (3)今回の災害の影響を直接、間接に受けているお客様から、返済猶予等の貸付条件の変更等やつなぎ資金の供与等の申込があった場合には、当行のクレジットポリシーの趣旨を踏まえ、できる限りこれに応じるよう努めております。
- (4)全手形交換所において、今回の災害のため不渡りとなった手形、小切手について、不渡り報告への掲載等を猶予することとなったことを踏まえ、災害時における不渡り処分について配慮することとしております。

3.営業状況やお取引に関するお問合せ先

お近くの営業店窓口のほか、下記のフリーダイヤルをご利用ください。

お問い合わせの受付時間は、午前 9 時 ～ 午後 5 時（土・日・祝日は除く）でございます。

本件に関するお問い合わせ先 南日本銀行営業統括部

フリーダイヤル 0120-373-573

以上